

# 臼杵市公立学校のあり方に関する基本計画

～ これからの社会をしなやかに生き抜く

臼杵っこを育成する学校づくりに向けて ～

令和7年6月

臼杵市教育委員会

# 目 次

1. はじめに（計画策定にあたり）……………P 1
  - （1）人口減少の状況
  - （2）学校設置状況等
2. 基本的理念（臼杵市が目指す学校教育）……………P 3
3. 基本計画の目的、位置づけ……………P 4
4. 学校の適正規模の基本的な考え方……………P 4
5. 適正な規模の基準について……………P 6
  - （1）学級数の基準について
  - （2）児童生徒数の基準について
6. 適正な配置の取組について……………P 9
  - （1）児童生徒の通学条件（通学距離・通学時間）
  - （2）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の再編成
  - （3）小中一貫教育について
  - （4）小規模特認校のあり方について
  - （5）その他の関連施策について
7. 学校規模の適正化に向けて……………P 12
  - （1）適正規模・適正配置の進め方
  - （2）地域ごと（中学校ブロック）の適正化に向けた検討
  - （3）適正化に向けた計画及びスケジュールのおおよその目安
8. 計画策定後の取組について……………P 17
  - （1）過小規模校の複式学級の解消に向けて
  - （2）地域コミュニティのあり方の検討
  - （3）学校跡地の利活用
  - （4）小中一貫校の設置に向けた検討
  - （5）基本計画の見直し

## 1. はじめに（計画策定にあたり）

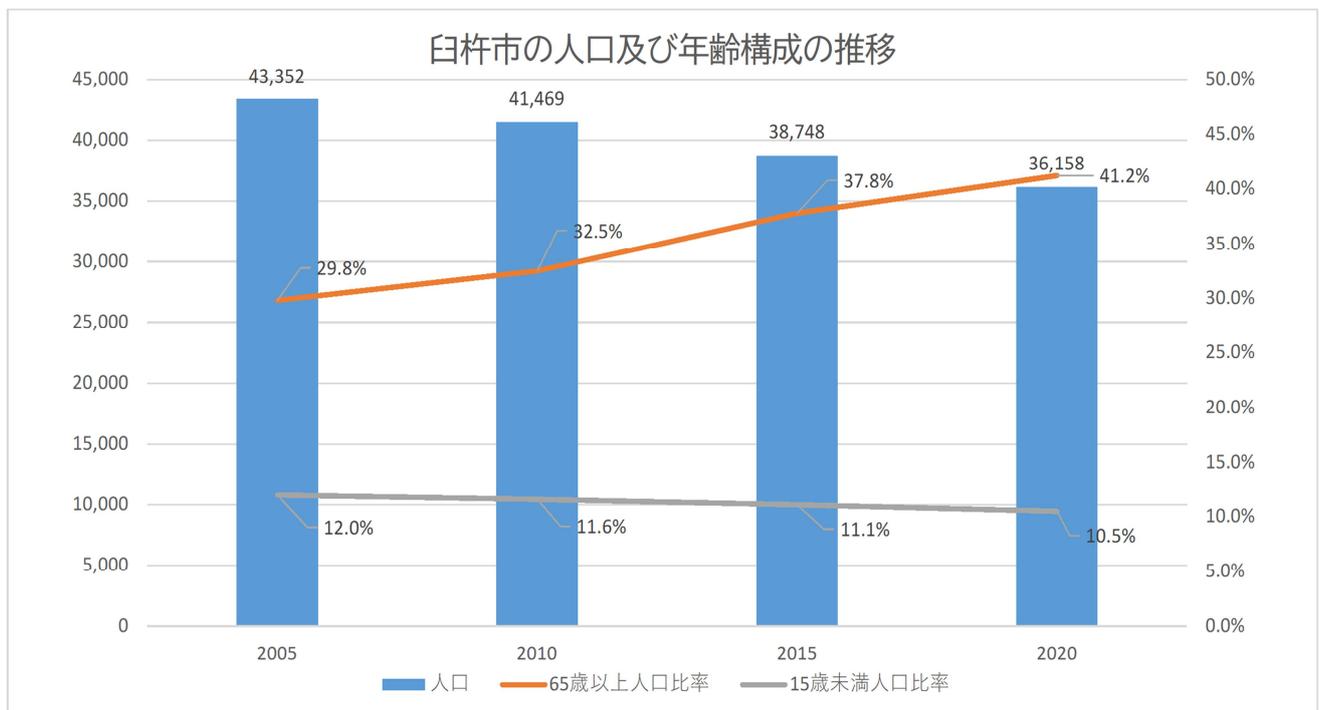
近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数の減少による学校の小規模化が、全国的に進行しています。

義務教育の9年間は、人としての土台をつくる大切な時期であることから、児童生徒は知識や学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身につけることが重要です。

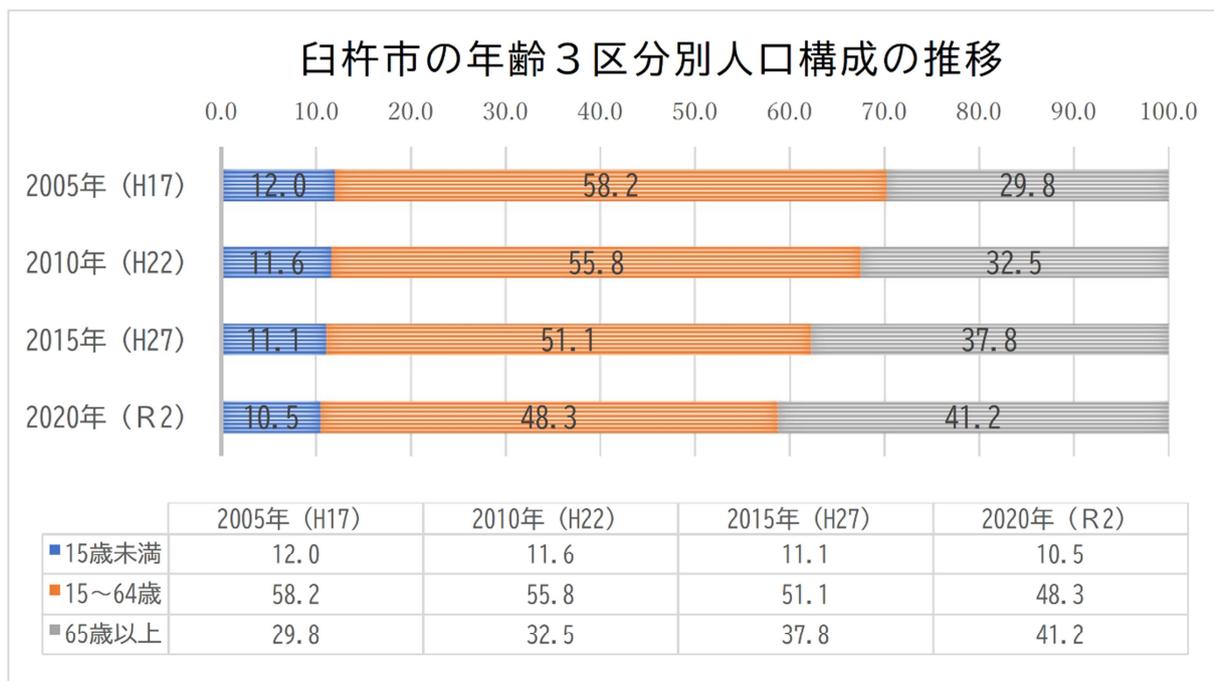
学校の小規模化には、教員の目が児童生徒一人ひとりに行き届き、指導が充実するなどの良い面がある一方、人間関係が固定しやすく、子ども同士の交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなど、様々な課題があげられています。

本市においても、少子高齢化に伴う人口減少に歯止めがかからない状況にあります。今後はさらに少子化が進み、小・中学校の小規模化の傾向が見込まれます。このような中、学校規模によらず、「個に応じた学び」と「多様な他者との協働的な学び」を一体的に充実させるための環境を整えることが喫緊の課題となっています。

今後は、これからの時代を担う子どもたちの生きる力を育む「臼杵市の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、臼杵っこの育成」に向け、教育の質の充実と教育環境の創出を目指し、課題解決に向けて取組を進める必要があると考えます。



(国勢調査人口)



※人口全体は減少傾向にあり、65歳以上の割合は増加、15歳未満の割合は年々減少傾向にある。

#### (1) 人口減少の状況

本市の人口は、昭和30年をピークに年々減少しており、令和2年時点で人口36,158人となっており、平成17年からの15年間で約7,194人減少しています。また、年齢3区分別人口構成の推移においては、65歳以上の割合が増加しているのに対し、15歳未満の割合は年々減少傾向にあります。

#### (2) 学校設置状況等

本市の学校施設は、令和7年4月現在、小学校13校、中学校5校となっています。学校施設については、多くの建物が建築後35年以上経過し、なかには建築後40年以上経過する建物があり、老朽化が進行していることから、施設の老朽化対策、安全確保を図るための適切な維持管理が求められています。

しかしながら、厳しい財政状況の中、学校施設の整備を集中的に行うことは、財政運営に大きな影響を与えることから、計画的な施設整備を行う必要があります。

なお、本市の小中学校の施設状況は、別紙参考資料のとおりです。

## 2. 基本的理念（白杵市が目指す学校教育）

現在は社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」といわれています。また、世界的規模で平和や環境問題への対応を迫られるなど、先行きが不透明な状況もあります。学校教育においては、そのような予測困難な状況において、子どもたちがこれからの時代を生き抜いていくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。

全国的な過疎化や少子化を背景に、本市の小・中学校においても児童生徒数や学級数の減少による学校の小規模化が進行しています。そのような情勢を踏まえ、白杵市教育委員会では、教育方針を「白杵の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、白杵っこの育成」と設定し、「3つのきょう育（郷育・協育・響育）＋今日育」を土台とした教育に取り組んでいます。

『郷育』では、「農泊体験学習」や「白杵っこ検定」など、地域素材を生かして「郷土（ふるさと）を愛する心」を育成しています。『協育』では、「幼小中一体教育」による幼小中連携や、コミュニティ・スクールによる学校・家庭・地域のつながりを大切にした教育活動を推進しています。『響育』では、自分と他者との関係性を大切にしながら、それぞれの思いが響き合う教育を目指しています。それに加えて、それぞれが「今日育」（子どもたちの未来のために今日すべきことは今日行う「機を逃さない教育」）を意識し、白杵の未来を担う白杵っこの育成に向けた取組を実施しています。

そのような中、令和3年1月26日に中央教育審議会答申において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」が示されました。本答申では、『令和の日本型学校教育』の姿として、全ての子どもたちの可能性を引き出す、『個別最適な学び』と、『協働的な学び』の実現が重要であると示されています。

本市においても『個別最適な学び』と、『協働的な学び』を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、教育目標の達成を目指すための具体的な取組を推進しています。

『個別最適な学び』については、指導方法や指導体制の工夫改善やICTの活用により、「個に応じた指導」の充実を図ります。『協働的な学び』については、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、議論できる場の設定を大切にします。これからの社会を生き抜く子どもたちには、正解のない課題に対し、議論を重ね、自分の考えと他者の考えをよりよく擦り合わせながら合意形成できる力の育成が重要であると考えます。

教育委員会では、目指す学校教育の実現のためには、社会や時代の変化を踏まえて対応していく必要があると考えます。そのため、白杵市公立学校のより良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、公立学校の適正規模・適正配置を推進するものとします。

### 3. 基本計画の目的、位置づけ

白杵市公立学校のあり方に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、学校の小規模化が進む中、白杵市の未来をたくましく拓き、しなやかに生き抜く白杵っこを育成するため、より良い教育環境の整備に向けた取組を整理するものです。

令和5年度に策定した白杵市公立学校のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の適正規模・適正配置の取組に関する基本的な考え方及び適正規模・適正配置の基準、さらに児童生徒の将来推計をもとに、将来的な教育環境を見据えた上で、学校規模の適正化を進める取組を定めています。

まずは、小学校については、複式学級の解消に向けて適正配置を進めていくこととします。

今後は、建物の老朽化に伴い建て替えが必要となる学校については、財政状況や学校施設整備計画を踏まえ、適正配置を検討していくこととします。

### 4. 学校の適正規模の基本的な考え方

適正な規模について、本市では小・中学校の小規模化傾向が見込まれることから、学校の適正な規模について整理を行います。

一般的な小規模校のメリット・デメリット（例）

	メリット	デメリット
子ども・保護者の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人一人に教員の目が届きやすく、個に応じたきめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>○相互の人間関係が親密となり、深まりやすい。</li> <li>○学校行事等において、個別の活動機会を設定しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団の中で、多様な考えに触れ学び合う機会や切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>○親密となる反面、人間関係の評価等が固定化しやすい。</li> <li>○学校行事等において、集団での教育活動ができにくい。</li> </ul>
教員の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>○保護者や地域等との連携が図りやすい。</li> <li>○施設設備の利用時間や場所の調整がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年別や教科別の職員同士で研究や相談や協力等の支援体制が構築しにくい。</li> <li>○1人あたりの校務分掌量が多く負担が大きくなりやすい。</li> <li>○経験、教科などの面でバランスのとれた教職員配置を行いにくい。</li> </ul>

また、学校小規模化傾向への対策については、児童生徒への影響を中心に考えます。教育水準の維持・向上の視点に加え、学級数や児童生徒数等の様々な観点から整理していきます。

- ①小規模化及び複式学級が存在することによる学校運営上の課題  
②教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題



学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

### ① 小規模化及び複式学級があることによる学校運営上の課題

- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・運動会・文化祭や集団での教育活動ができにくい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教職員の負担が大きい

### ② 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ・児童生徒を多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ・チームティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が重くなりやすい
- ・平日の校外研修や他校で行われる研修協議会等に参加しにくい状況にある
- ・教職員同士が切磋琢磨する環境が作りにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ・免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ・クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

### ① ②の課題による【児童生徒への影響】

- ・集団のなかで自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・児童生徒の人間関係が固定化しやすい
- ・協働的な学びの実現が困難となる
- ・教職員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい

・多様な活躍の機会がなく、個性を伸ばすことが難しい

以上の課題を整理しながら、文部科学省が示す「学級数を基準とした適正規模の定義」等を参考に、本市における適正規模の基準を検討し、その定義について整理しました。

## 5. 適正な規模の基準について

### (1) 学級数の基準について

学級数については、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。」と規定されていますが、ただし書きにより「地域の実態その他により特別の事情があるときはこの限りでない。」とし、同規則第79条の準用規定により「中学校は小学校を準用する。」としています。

市内の小・中学校で、国が示す基準の学級数を満たす学校数は、小学校13校、中学校5校中、小学校1校のみであり、小学校は12校、中学校は5校全てがその基準に該当しない状況にあります。このような状況から、本市の小・中学校の実態に即した学級数の基準を次のとおり定めます。

#### 【学級数を基準とした適正規模の定義】

国	<p>【小学校】 12学級以上、18学級以下</p> <p>【中学校】 小学校を準用</p> <p>※ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。</p>
臼杵市	<p>【小学校】 複式学級の解消を図る（1学年1学級以上）</p> <p>【中学校】 1学年1学級以上</p> <p>※標準学級数において、小中学校ともに1学年1学級以上を原則とする。</p> <p>※この基準の数には、特別支援学級の数は含めない。</p>

※標準学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）で定められている学級編制の基準

#### 本市の適正規模の定義による学校数

区分	適正規模の学校	小規模の学校	計
小学校	(6学級以上) 7校	(5学級以下) 6校	13校
中学校	(3学級以上) 5校	(2学級以下) 0校	5校

このように、複式学級が存在する小学校6校が小規模な学校に該当することとなりますが、さらに次のとおり複式学級の数に応じて細分化を行います。

#### 【学級数の基準】

基準	学級数の目安（1校あたり）
【適正規模】	全校で6学級以上（複式学級が存在しない学校）
【小規模】	全校で5学級（複式学級が一組存在する学校）
【過小規模】	全校で4学級以下（複式学級が二組以上、または二組と在籍児童がいない学年が存在する学校）

## （2）児童生徒数の基準について

児童生徒数については、義務標準法第3条において、「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」とし、一学級の児童生徒数の基準を次のように定めています。

学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数	
	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人	40人
二の学年の児童で編制する学級（複式学級） （1年生の児童を含む学級）	16人 (8人)	8人
学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人	8人

このように、小学校では1年生を含む二の学年の児童数の合計が8人以下の場合、2年生以上の二の学年で児童数の合計が16人以下の場合は複式学級となりますが、大分県では、小学校1年生を含む複式学級は解消し、2年生以上の二つの学年の児童数の合計が14人以下の場合に複式学級となる独自の基準を設けています。

この複式学級編制となる児童数の基準に加え、学級数の基準や本市の学校規模の現状等を考慮し、児童数から見た場合の基準について細分化を行いました。

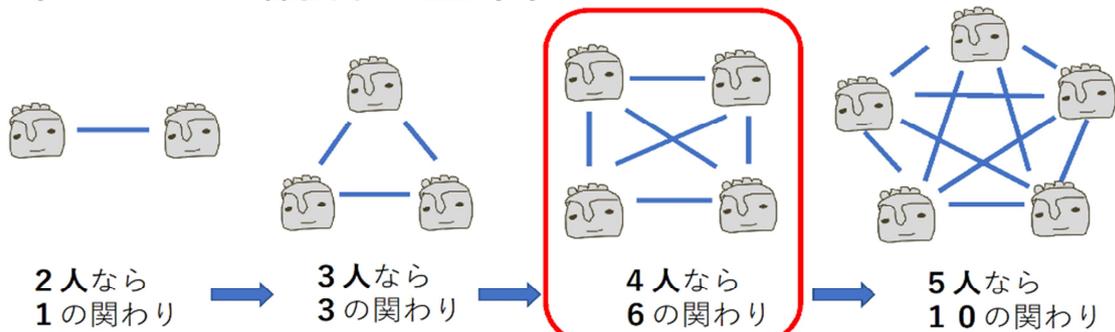
なお、中学校の生徒数の基準は児童数の基準の考え方を準用するものとします。

### 【児童数の基準】

基準	児童数の目安（1校あたり）	根拠となるグループ数（1学年あたり）
【適正規模】	全校で72名以上	3グループ以上（1学年あたり12名以上）
【小規模】	全校で48～71名程度	2～3グループ（1学年あたり8～11名程度）
【過小規模】	全校で47名以下	1～2グループ程度（1学年あたり0～7名程度）

※1グループの基準を4人とする。

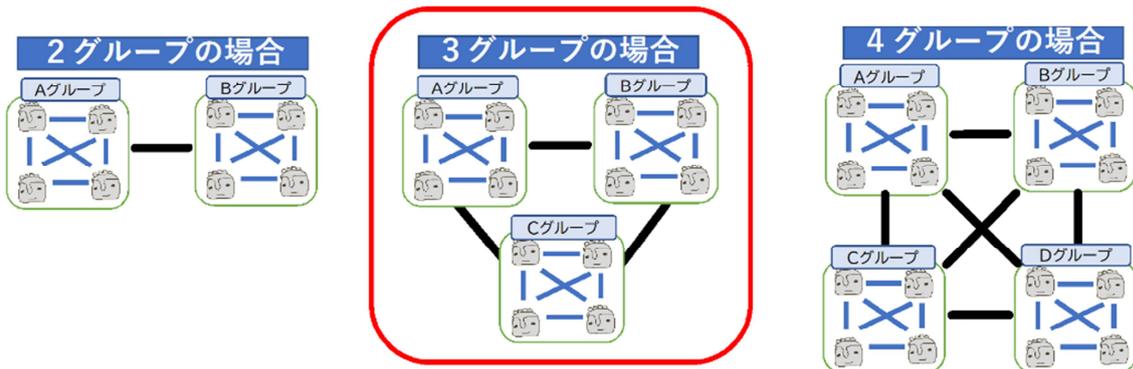
## 『協働的な学び』のための人数について① (グループ編成の基本)



一人一人が考えを出し合い、  
それを交流するには、  
4人～5人程度のグループ編成が  
適正な人数と考えます。



## 『協働的な学び』のための人数について② (グループごとの学び合い)



グループごとの考えを交流する  
ことで、更に多様な考えに触れ、  
自分の考えを深めていきます。  
そのためには、3グループ以上は  
必要だと考えます。



## 6. 適正な配置の取組について

公立小・中学校の適正な配置については、第一義に子どもたちにとってより良い教育環境を整備することとし、小規模校のデメリットの解消に向けた取組を進めながら、学校規模の適正化を図ることを基本とします。

さらに、地域の特性や中学校ブロックを基本とした一体教育の取組など、様々な教育環境の実態を検証して、十分に検討を行います。

### (1) 児童生徒の通学条件（通学距離・通学時間）

児童生徒の通学への負担軽減を考慮します。

通学距離については、小学校は徒歩により概ね4 km以内、中学校は徒歩及び自転車により概ね6 km以内とします。ただし、適正配置により通学する学校が変更となる場合は、スクールバス等の通学に関する支援を行います。

通学時間については、通学方法にかかわらず片道概ね1時間以内とします。

[検討項目の例]

- ・安全な登下校のための通学手段・通学路の再点検に向けた取組
- ・スクールバス等の多様な交通手段の検討
- ・徒歩通学時間の減少による体力低下への対応等

### (2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の再編成

本市では、小・中学校ごとにコミュニティ・スクールが設置されています。コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。本市においても、学校ごとの特性や強みを生かして効果的な取組が進められています。

一方、全国的な傾向として、少子高齢化が進むことで、人と人との関りや地域のつながりが薄れ、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。本市においても、今後は中学校ブロックを基本とした新たな枠組みでの再構築が必要になります。

[検討項目の例]

- ・コミュニティ・スクールの機能の活用について
- ・地域学校協働活動推進員（注釈）の配置など、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支える環境の整備

（注釈）※地域学校協働活動推進員とは

学校と地域住民・団体等との連絡調整等を行うコーディネーターです。具体的には、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案、及び活動補助等を行います。

- ・小中学校単位、中学校ブロック単位など近隣の学校との連携の可能性について等

### (3) 小中一貫教育について (注釈1)

本市（教育委員会）では、これまで小中一体教育 (注釈2) を推進してきました。これは、中学校ブロックを基本単位として、育てたい子どもの資質能力を共有し、地域の特徴を生かした教育活動です。今後は、新たな学校施設の建設を視野に入れ、小中一貫校等の設置を目指し、より魅力のある学校づくりに向けた検討を進めていきます。

[検討項目の例]

- ・小中一体教育の更なる推進について
- ・学校の適正配置と並行し、小中一貫校等の導入に向けた検討
- ・通学区域の見直しについて

(注釈1) 小中一貫教育とは

小学校及び中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育をいいます。一般的には小学校と中学校が1校ずつの場合が多く、小中学校の施設の立地形態によって「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」などに分けられます。

(注釈2) 小中一体教育とは

中学校ブロックごとを基本単位とし、小・小連携、小・中連携により、ブロックの特性・良さを生かした教育課程を実施する臼杵市教育委員会独自の教育の形態です。「中一ギャップ」の解消のため小・小で合同授業を行ったり、授業ルールを統一したりと中学校ブロックごとに工夫しながら行います。

### (4) 小規模特認校のあり方について

教育委員会においては平成22年から臼杵南小学校と南中学校を小規模特認校に指定し、豊かな自然とふれあい、心身の健やかな成長と豊かな人間性を培う教育や、少人数での教育の良さを生かした教育を行ってきました。

一方で、少人数化が進み、協働的な学びを行うことが困難な状況も生じてきています。そのような状況も踏まえ、今後は小規模特認校のあり方についても検討を進めていきます。

### (5) その他の関連施策について

○学校と地域との関係

[検討項目の例]

- ・地域住民の意見等を把握、適正配置による地域への影響の検証
- ・地域社会における学校施設の利活用について
- ・それぞれの学校や地域の特色を生かした学校づくりについて
- ・子どもたちと地域とのつながりが希薄にならないように、地域活動の支援、学校運営における地域コミュニティとの連携について

○学校施設のあり方について

[検討項目の例]

- ・閉校施設については、地域の意向を尊重し、避難場所等の防災拠点や地域コミュニティ等の役割を考慮するなど、市と連携した総合的な観点からの利活用策の検討

○その他

- ・統合による学校の環境の変化がもたらす児童への影響を考慮し、教職員の配置等に関する十分な調整

## 7. 学校規模の適正化に向けて

### (1) 適正規模・適正配置の進め方

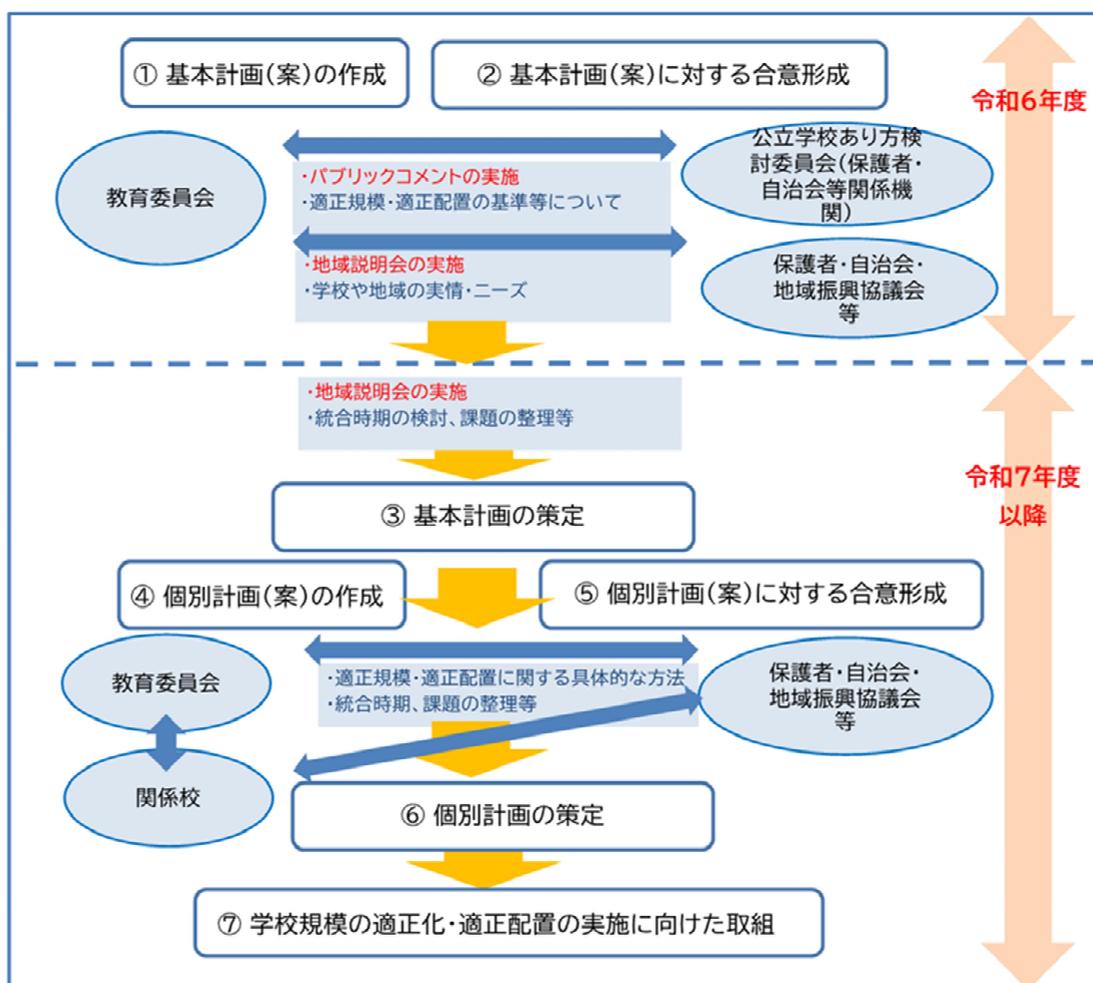
#### 学校規模の適正化に向けて

学校規模の適正化を図るためには、例として「通学区域の見直し」と「学校の統合」が挙げられます。しかし、通学区域の見直しだけでは将来的に安定した規模を保つことが困難となることが予想されるため、本市においては、統合を軸として考えていく必要があります。統合に向けた取組については、地域の特性や近隣校との一体教育の取組など、様々な教育環境の実態を検証し、第一義に子どもたちにとってより良い教育環境を整備するための検討を行います。

#### 適正規模・適正配置の進め方

- ①基本計画（案）の作成 ②基本計画（案）に対する合意形成
- ③基本計画の策定
- ④個別計画（注釈）（案）の作成 ⑤個別計画（案）に対する合意形成
- ⑥個別計画の策定
- ⑦学校規模の適正化・適正配置の実施に向けた取組

（注釈）※個別計画とは、適正配置の対象校ごとに統合する時期等適正配置に関する具体的な内容を記載するもの。



## (2) 地域ごと（中学校ブロック）の適正化に向けた検討

中学校5校の学級数及び生徒数の規模の基準は「適正規模」となっていることから、ここでは次のとおり、中学校区の5ブロックで検証を行い計画を示します。

### 北ブロック

学校名	①学級数				②児童生徒数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
佐志生小	過小規模	4	1	(2)	過小規模	17	6	2	2	2	1	4
下ノ江小	過小規模	4	1	(2)	過小規模	29	3	4	3	2	7	10
海辺小	適正規模	6	2	0	小規模	56	10	6	12	9	10	9
下北小	適正規模	6	2	0	適正規模	171	28	29	26	37	18	33
上北小	過小規模	4	1	(2)	過小規模	26	6	3	6	3	3	5
北中	適正規模	6	2	0	適正規模	189	49	68	72	-	-	-

(R7.5.1時点)

※学級数は、大分県学級編制基準による。

※児童生徒数は学校基本調査より。特別支援学級在籍の児童生徒を含む。

佐志生小学校、下ノ江小学校、上北小学校については、学級数及び児童数の規模の基準が「過小規模」となっていることから、学校規模の適正化に向けた検討を行います。

海辺小学校については、児童数の規模の基準が「小規模」となっているものの、学級数の規模の基準は「適正規模」となっており、下北小学校・北中学校については、学級数及び児童生徒数の規模の基準が「適正規模」となっていることから、施設の更新時期や児童生徒の減少に伴い、将来的に検討を行うことが考えられます。

### 【適正化に向けた検討校】佐志生小学校、下ノ江小学校、上北小学校

### 南ブロック

学校名	①学級数				②児童生徒数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
臼杵南小	小規模	5	1	(1)	小規模	53	7	8	5	13	12	8
南中	適正規模	3	2	0	適正規模	37	12	13	12	-	-	-

(R7.5.1時点)

臼杵南小学校については、学級数及び児童数の規模の基準が「小規模」となっています。南中学校については、学級数及び生徒数の規模の基準が「適正規模」となっています。この南ブ

ロックでは、小規模特認校として特色ある学校づくりが行われていることにより、今後、施設の更新時期や児童生徒の減少に伴い、将来的に検討を行うことが考えられます。

### 西ブロック

学校名	①学級数				②児童生徒数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
下南小	適正規模	6	2	0	適正規模	132	17	26	25	17	27	20
市浜小	適正規模	12	9	0	適正規模	386	57	58	66	60	66	79
福良ヶ丘小	適正規模	6	2	0	適正規模	92	14	17	17	15	15	14
西中	適正規模	11	3	0	適正規模	324	112	91	121	-	-	-

(R7.5.1時点)

※福良ヶ丘小の一部は東中学校ブロック

下南小学校、市浜小学校、福良ヶ丘小学校、西中学校については、学級数及び児童生徒数の規模の基準が「適正規模」となっています。ただし、施設の更新時期や児童生徒の減少に伴い、将来的に検討を行うことが考えられます。

### 東ブロック

学校名	①学級数				②児童生徒数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
白杵小	適正規模	7	2	0	適正規模	184	20	23	34	31	34	42
東中	適正規模	6	2	0	適正規模	141	55	41	45	-	-	-

(R7.5.1時点)

※福良ヶ丘小の一部は西中学校ブロック

白杵小学校、東中学校については、学級数及び児童生徒数の規模の基準が「適正規模」となっていることから、施設の更新時期や児童生徒の減少に伴い、将来的に検討を行うことが考えられます。

## 野津ブロック

学校名	①学級数				②児童生徒数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
川登小	過小規模	4	0	(2)	過小規模	17	1	2	3	4	4	3
野津小	適正規模	6	3	0	適正規模	149	21	17	28	23	30	30
南野津小	過小規模	4	1	(2)	過小規模	30	2	4	6	6	7	5
野津中	適正規模	5	2	0	適正規模	135	46	39	50	-	-	-

(R7.5.1時点)

川登小学校、南野津小学校については、学級数及び児童数の規模の基準が「過小規模」となっていることから、学校規模の適正化に向けた検討を行います。

野津小学校、野津中学校については、学級数及び児童生徒数の規模の基準が「適正規模」となっていることから、施設の更新時期など、将来的に検討を行うことが考えられます。

### 【適正化に向けた検討校】川登小学校、南野津小学校

### (3) 適正化に向けた計画及びスケジュールのおおよその目安

北ブロック及び野津ブロックの適正化に向けた検討校について、学校規模適正化の実現に向けて、保護者及び地域住民等への理解が得られるよう協議を行います。

具体的かつ明確なスケジュールについては、実効性を鑑みて、適正配置に関する個別計画(仮称)(以下「個別計画」という。)において定めます。

## 北ブロック

### 【適正化に向けた計画】

■佐志生小学校、下ノ江小学校は、令和7年度に令和9年度の海辺小学校との統合に向けた個別計画の策定に着手します。

また、統合に向けた環境整備は、令和7年度以降の実施に向けて取り組めます。

海辺小学校との統合に向けて検討を進めますが、下北小学校への通学を希望する場合は、柔軟に対応を行います。

■上北小学校は、適正配置対象校でありますので、統合時期については今後も協議を進めながら定めていきます。

令和9年度 学級数及び児童数（見込み）

学校名	①学級数				②児童数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
佐志生小	適正規模	6	-	0	適正規模	92	17	14	19	12	17	13
下ノ江小												
海辺小												

※1,2年：児童数は住民基本台帳(R7.4.8)による。

※3年～6年：児童数は学校基本調査(R7.5.1)より。特別支援学級在籍の児童生徒を含む。

※佐志生小学校、下ノ江小学校の全児童が、海辺小学校に行った場合の人数

**野津ブロック**

**【適正化に向けた計画】**

■川登小学校、南野津小学校は、令和7年度に令和9年度の野津小学校との統合に向けた個別計画の策定に着手します。

また、統合に向けた環境整備は、令和7年度以降の実施に向けて取り組めます。

令和9年度 学級数及び児童数（見込み）

学校名	①学級数				②児童数							
	規模	通常	特別支援	複式	規模	総数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
川登小	適正規模	6	-	0	適正規模	163	24	22	24	23	37	33
野津小												
南野津小												

※1,2年：児童数は住民基本台帳(R7.4.8)による。

※3年～6年：児童数は学校基本調査(R7.5.1)より。特別支援学級在籍の児童生徒を含む。

## 8. 計画策定後の取組について

教育委員会としての学校規模の適正化に関する「基本方針」と「基本計画」は、これまで述べてきたとおりです。今後は、この基本方針及び基本計画を踏まえたうえで、各小学校区・中学校区において学校規模の適正化に向けた取組を進めていきます。

### (1) 過小規模校の複式学級の解消に向けて

学校規模適正化の実現にあたり、引き続き、過小規模校の複式学級の解消に向けた検討を行います。

### (2) 地域コミュニティのあり方の検討

小学校の校区は、地域住民に深く根付いた地域コミュニティの核であり、その統合にあたっては、統合後の地域コミュニティのあり方についても検討します。

### (3) 学校跡地の利活用

地域コミュニティの核である学校の跡地活用は、地域住民にとって重要な課題となります。自治会、地域振興協議会、市の関係部署と連携し、適正配置における跡地の利活用を検討します。

### (4) 小中一貫校の設置に向けた検討

新たな学校施設の建設を視野に入れ、小中一貫校等の設置について検討します。

### (5) 基本計画の見直し

基本計画は、令和7年時点での児童数の推移予測を参考に作成されており、将来的に社会情勢や人口動態の急激な変化によって、児童生徒数の推移予測と差異が生じることが予想されます。

学校規模適正化の実現にあたり、推移予測と実際の児童生徒数が大きく変動した場合には、基本計画の抜本的な見直しを含め、再検討します。